

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 3 月 2 3 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 ( m )	延長 ( m )
県道	新潟村松三川線	新潟市東区下山二丁目 602 番 2 地先から 新潟市東区一日市字諏訪 180 番 1 地先まで	前 A	6.6 ~ 48.8	3,325.4
		新潟市東区下山二丁目 1418 番 2 地先から 新潟市東区津島屋八丁目 53 番 1 地先まで	前 B	26.0 ~ 83.6	1,789.2
		新潟市東区下山二丁目 602 番 2 地先から 新潟市東区一日市字諏訪 180 番 1 地先まで	後 A	6.6 ~ 48.8	3,325.4
		新潟市東区下山二丁目 1418 番 2 地先から 新潟市東区一日市字諏訪 76 番 2 地先まで	後 B	18.8 ~ 83.6	3,415.4

備考 上記 A 及び B は，関係図面に表示する敷地の区分をいう。